○厚生労働省告示第二号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四の二のロの表中

(ろ)
建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段

を

(ろ)
1　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する建築物の屋内避難階段（ただし、当該屋内階段の構造は、建築物の一階から設けられている階までの部分に限り保有水平距離、バルコニー又は外気に開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する構造方法を用いるものとし、かつ、同条第三項第二号及び第九号を満たすものとする。）を有する付室を通じて交通することができるものに限る。）又は第三項第一号に規定する他の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとして国土交通大臣が定めた構造の屋内避難階段 2　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する構造の屋内階段 3　建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外階段 建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段

に改める。

○経済産業省告示第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成二十二年文部科学省経済産業省告示第六号（独立行政法人通則法第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第三項の規定に基づく独立行政法人日本原子力研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額等の算定基準）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一

第一条第一項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構（」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一

広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示

広報・調査等交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第十九条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一

交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する告示

交付金事務等交付金交付規則（昭和五十六年科学技術庁通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文化庁告示第十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第五十七条の七第一項の規定に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百四条の二第一項に規定する指定管理団体から補償金関係業務の廃止の届出があったので、同令第五十七条の七第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月三十一日

文化庁長官　青柳　正規

一　指定管理団体の名称　一般社団法人私的録画補償金管理協会
二　廃止を必要とする理由　業務継続が困難となったため
三　廃止の日　平成二十七年三月三十一日